

宮崎市内で 事業所用家屋を建築される方へ 事業を行われる方へ

～事業所税のお知らせ～

事業所税とは？

・都市環境の整備及び改善に充てるための目的税です。
(県の事業税とは違います。)



・人口30万人以上等の指定都市で施行され、宮崎市は平成8年7月1日から課税しています。
(宮崎県内では宮崎市のみです。)

・申告納付制度ですので、納税義務者となられる方は、自らその内容を申告し、算出した税額を納付していただくことになります。

・初めて申告する場合は、事前に相談していただき、市の担当者が調査等を行います。

※旧佐土原町、旧田野町、旧高岡町の区域は平成23年度から課税されます。

※申告手続きや非課税・特例項目など、詳しい問い合わせは下記にお願い致します。

宮崎市橘通西1丁目1番1号

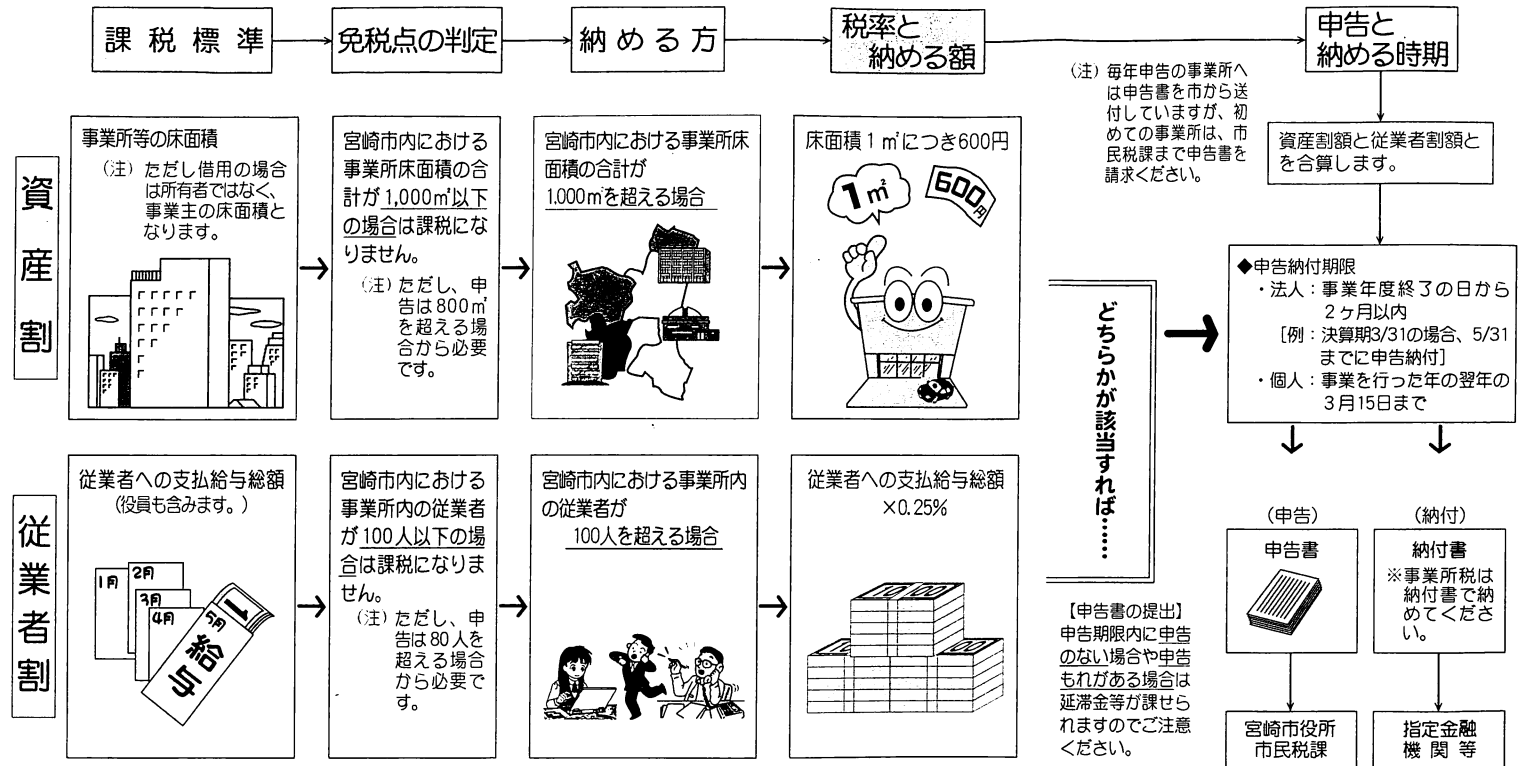
宮崎市役所 市民税課

TEL (0985) 21-1742 内線 2148

FAX (0985) 38-9557

「事業所税」のしくみ

●事務所・事業所等において行う法人又は個人の事業に対し課税されるもので、「資産割」と「従業者割」で構成されています。



【免税点】

* 免税点の判定は、法人では事業年度の末日、個人では12月31日の現況で行います。

資産割

事業所床面積が、800㎡を超えれば申告が必要です。

従業者割

従業員が80人を超えれば、申告が必要です。

＜事業用家屋を建築され他の事業所へ貸される方へ＞

* 事業所税は建物の持ち主ではなく実際に事業を行う方が納税義務者となります。

したがって、貸しビル等の事業所用の建物を建築された場合は、貸主（建築主）ではなく、借り主（テナント等）が納税義務者となります。

ただし、そのためには、貸主（建築主）は、「事務所用家屋の貸付に関する申告書」の提出が必要です。